

議案第55号

つくば市消防長及び消防署長の資格を定める条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年 2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。
- (3) 市町村の行政事務に従事した者で、前号に規定する職(市町村の内部組織の課の長の職その他市町村におけるこれと同等と認められる職を除く。)を補佐

する職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもの（同号に該当する者を除く。）であること。

（消防署長の資格）

第3条 消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（つくば市消防長の任命資格を定める条例の廃止）

2 つくば市消防長の任命資格を定める条例（平成22年つくば市条例第11号）は、廃止する。